

様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 源道会 杉本整形外科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県彦根市東沼波町 1013 番地 1
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 24 年 2 月 29 日
- (4) 設立登記年月日 平成 24 年 4 月 2 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	杉本 春夫	管理者
理 事	杉本 直子	
同	小林 多喜子	
監 事	安田 慎太郎	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する、診療所の業務）

種類	施設の名称	医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
整形外科 診療所	杉本整形外科	2510202563	滋賀県彦根市東沼波町 1013 番地 1	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 3 日 令和 6 年度決算の決定
令和 8 年 3 月 3 1 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 源道会 杉本整形外科
所在地 滋賀県彦根市東沼波町1013番地1

※医療法人整理番号 0 0 4 1 0

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	98,926 千円
2. 負 債 額	5,880 千円
3. 純 資 産 額	93,046 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	93,292
B 固 定 資 産	5,634
C 資 産 合 計 (A + B)	98,926
D 負 債 合 計	5,880
E 純 資 産 (C - D)	93,046

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 源道会 杉本整形外科
所在地 滋賀県彦根市東沼波町1013番地1

※医療法人整理番号 0 0 4 1 0

貸 借 対 照 表
(令和8年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	93,292	I 流 動 負 債	4,344
II 固 定 資 産	5,634	II 固 定 負 債	1,536
1 有 形 固 定 資 産	4,609	負 債 合 計	5,880
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	1,024	科 目	金 額
		I 基 金	9,815
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	83,231
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	93,046
資 産 合 計	98,926	負債・純資産合計	98,926

法人名 医療法人 源道会 杉本整形外科
所在地 滋賀県彦根市東沼波町1013番地1

※医療法人整理番号 0 0 4 1 0

損 益 計 算 書
(自 令和7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	74,570
2 事業費用	81,074
本来業務事業利益	△ 6,504
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	△ 6,504
II 事業外収益	826
III 事業外費用	46
経常利益	△ 4,665
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 4,665
法人税等	85
当期純利益	△ 4,750

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 源道会 杉本整形外科
理事長 杉本 春夫 殿

私は、医療法人 源道会 杉本整形外科の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月26日
医療法人源道会 杉本整形外科

監事 安田 慎太郎

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。